

(介護予防) 短期入所療養介護 運営規程

(施設の目的及び運営の方針)

- 第1条 (1) 指定(介護予防)短期入所療養介護の利用者の心身の状況もしくは、病状によりその家族の疾病、冠婚葬祭、出張などの理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所する。
- (2) 入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上を図る。
- (3) 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (4) 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

- 第2条 (1) 名称 ヴィラ岩井
- (2) 所在地 福井市日之出2丁目13番2号

(職員の職種及び員数)

第3条 施設の職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者(医師)	1名	常勤
(2) 薬剤師	1名	非常勤
(3) 看護職員	9名以上	常勤・非常勤
(4) 介護職員	25名以上	常勤
(5) 理学療法士	1名以上	常勤・非常勤
(6) 介護支援専門員	1名	常勤
(7) 支援相談員	1名	常勤
(8) 管理栄養士	1名	常勤
(9) 事務職員	1名	常勤

(短期入所者に対する介護老人保健施設のサービスの内容)

第4条 (介護予防)短期療養介護のサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 事業所の職員は、サービスの提供に当たっては利用者又は家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行う。
- (2) 医師の診療に当たっては、利用者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を配慮して、効果を上げることができるよう適切な指導を行う。

- (3) 医師は、利用者の急変などにより、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めるときは、他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じる。
- (4) 事業所は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため必要な利用者には、理学療法、作業療法その他必用なりハビリテーションを行う。
- (5) 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の自立支援と日常生活の充実に資するように適切な技術をもって行い、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。おむつを使用せざるを得ない利用者については適切に取り替える。1週間に2回適切な方法により入浴又は清拭を行う。利用者に対し離床、着替え、整容、その他日常生活上の世話を適切に行う。
- (6) 食事の提供に当たっては、入所者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状況及び病状及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。さらに自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で食事するように努める。
- (7) その他のサービスの提供に当たっては、利用者のためのレクリエーション行事を行い、また常に利用者の家族との連携を図るように努める。

(利用料金およびその他の費用)

第5条 (介護予防) 短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とし、当該短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告示により計算した介護保険負担割合証に記載のある割合となる。

2 前項のほか、次の各号に掲げる費用

(1) 居住費 (滞在費)

◆従来型個室〔光熱水費〕 A 800円(1日当たり)

◆従来型個室〔光熱水費〕 トイレ・洗面所・冷蔵庫付 B 1,800円(1日当たり)

ただし、居住費負担限度額の認定者は、その負担限度額とする。

(2) 食費 〔食材料費・調理費用〕 1,500円(1日当たり)

【内訳】 朝食 475円

昼食 (おやつ含む) 525円

夕食 500円

ただし、食費負担限度額の認定者は、その負担限度額とする。

(3) 電気代 (1日、1種類につき) 50円(使用者のみ)

(4) 理美容代 (要予約) カット〔顔そり込み〕 3,000円

パーマ〔カット込み〕 7,600円

白髪染め 5,900円

(白髪染め+カットの場合は、7,000円)

(5) 予防注射代	実 費
	(インフルエンザ予防注射・肺炎球菌ワクチン等)
(6) クラブ活動費 (1回)	実 費
(7) 行事参加費 (1回)	実 費
(8) 利用者様、ご家族様要望の物を購入した場合	実 費

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、入所者又は、その家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 4 新たな費用が発生した場合などは、その額を基礎として第2項の費用の内容および金額を変更することがある。
- 5 前項の変更を行う場合は、変更の一ヶ月以上前に利用者またはその家族に対し変更内容について文書により説明したうえで、変更に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

(送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は福井市、坂井市、あわら市、永平寺町とする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

- 第7条
- (1) 医師の医療上の指示にはすべて従わなくてはならない。
 - (2) 暴力、喧嘩その他、他人に迷惑をかける行為はしないこと。
 - (3) 衛生上風紀上その他の施設の管理運営上支障ある物品を持ち込まないこと。
 - (4) 火災、盗難、伝染病の予防に努めること。
 - (5) 外出、外泊を必用とするときは事前に届け出て承認を受けなければならない。

(非常災害対策)

- 第8条
- (1) 施設内各室にそれぞれ火気取り締まり責任者を置き、室内の火気臭及び戸等の施錠を点検し、出火の恐れのないことを確認しなければならないとする。
 - (2) 責任者は非常災害計画を立て、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
 - (3) 施設内外特に火気を取り扱う場所の付近には消火器防火用貯水構および用水バケツを備え付け、常に全職員および入所者に明確に分かるよう表示しておくものとする。
 - (4) 疾病者等の救出に必要な担架等は病室または廊下の見やすい場所に常備しておくなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第9条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を

図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- (2) 当施設は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- (3) 当施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(秘密の保持)

第 10 条 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

(衛生管理等)

- 第 11 条
- (1) 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び、医療用具の管理を適正に行うものとする。
 - (2) 当施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - ① 当施設における感染症又は、食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね3月に1回以上開催するとともにその結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - ② 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ③ 当施設において、従業員に対し感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - ④ 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(介護予防) 短期入所療養介護計画の作成)

- 第 12 条
- (1) 利用者の心身の状況、病状及び希望並びにそのおかれている環境並びに医師の診療方針に基づき、(介護予防)短期入所療養介護計画を作成する。
 - (2) (介護予防)短期入所療養介護計画を作成する場合には、それぞれの利用者に応じた計画を作成し、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明を行う。
 - (3) (介護予防)短期入所療養介護計画を作成するに当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。

(記録の整備)

第13条 事業所は、本事業を行うため、(介護予防)短期入所申込書、(介護予防)短期入所療養介護計画書及び処遇に関する記録、利用料収納簿、その他必用な記録を整備する。さらに、本体施設と同様な保存期限とする。

(協力病院の名称等)

第14条 施設(事業所)は、滞在者の病状の急変等に備えるために、次のとおり協力医療機関を定める。

(施設名) 岩井病院

(住所) 福井市日之出2丁目15-10

施設(事業所)は、次のとおり協力歯科医療機関を定める。

(施設名) 岩井歯科医院

(住所) 福井市日之出2丁目15-16

(事故発生時の対応)

第15条 (1) 当施設は事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族及び居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
(2) 当施設は入所者に対し、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(高齢者虐待防止)

第16条 施設(事業所)は、利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催とともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止及び身体拘束のための指針設備
- (3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
- (4) 成年後見制度の利用促進
- (5) 苦情解決体制の設備
- (6) 前5項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

施設(事業所)は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した時は、速やかに市町村に通報するものとする。

(身体的拘束の廃止)

第17条 施設(事業所)は、利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動の制限をしない。

- (2) 施設（事業所）は、施設長や医師等で構成する「身体拘束廃止委員会」において、前項の緊急やむを得ない場合（切迫性、非代替性、一時性の要件を満たす場合）に該当するかどうか十分検討する。
- (3) 施設（事業所）は、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合には直ちに解除する。
- (4) 施設（事業所）は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間などを利用者やその家族等にできる限り詳細に説明する。
- (5) 施設（事業所）は、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

（苦情処理）

第 18 条 施設（事業所）は、提供した介護保険施設サービスに関する入所者およびその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

- (2) 施設（事業者）は、提供した介護保険施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (3) 施設（事業者）は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- (4) 施設（事業所）は、提供した介護保険施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う法 176 条第 1 項第 2 号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- (5) 施設（事業所）は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

（研修）

- 第 19 条
- (1) 当施設は従業者の資質の向上の為に、その研修の機会を確保するものとする。
 - (2) 当施設は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
 - (3) 当施設または当該施設が行う研修は、業務内容がおろそかにならないように調節し参加する。
 - (4) 当施設の研修は、職員の向上のため年に数回機会を与え参加するようにする。

(その他施設の運営に関する重要事項)

第20条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人と介護老人保健施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規定は平成12年4月1日から施行する。

この規定は平成17年4月1日から一部改正する。

この規定は平成17年5月1日から一部改正する。

この規定は平成17年10月1日から一部改正する。

この規定は平成18年3月1日から一部改正する。

この規定は平成19年11月1日より一部改正する。

この規定は平成21年8月1日より一部改正する。

この規定は平成23年5月1日より一部改正する。

この規定は平成26年4月1日より一部改正する。

この規定は平成29年4月1日より一部改正する。

この規定は令和1年10月1日から一部改正する。

この規定は令和3年3月1日から一部改正する。

この規定は令和6年2月1日から一部追加、改正する。

この規定は令和6年4月1日から一部追加、改正する。